

ひょうご

# 子ども・子育て 未来プラン

(2020～2024年)



兵庫県

## はじめに



少子化の進行は深刻さを増しています。若い世代を中心とした東京圏への人口集中は改善されず、出生数の減少も予想を上回るペースで進んでいます。

少子化は、未婚化・晩婚化、子育てにかかる経済的負担、仕事と子育ての両立の難しさなど、結婚・出産・子育ての希望を阻むいくつもの要因が絡み合って起こる問題であり、その対策は効果が表れるまでに非常に長い時間を要します。それゆえ、未来を見据えた長期的な展望のもと、息の長い対策を粘り強く実行していくことが大切なのです。

県では、平成10年に策定した「“すこやかひょうご”子ども未来プラン（平成10～16年度）」以降、直近の「ひょうご子ども・子育て未来プラン（平成27～令和元年度）」まで、概ね5年ごとに基本計画を見直しながら、子ども・子育て支援推進本部のもと、全庁を挙げて少子対策・子育て支援施策を推進してきました。

しかし、昨年、本県の出生数は統計開始以来初めて4万人を割り込み、38,658人となりました。また、合計特殊出生率も平成28年の1.49をピークに少しずつ低下しています。今こそ、この問題に正面から対峙し、社会全体でその解決に取り組んでいかねばなりません。もう時間的な猶予はないのです。

このたび、私たちは「ひょうご子ども・子育て未来プラン」を改定しました。このプランでは、“若者が就業・結婚・子育てに夢を持てる兵庫”を重点テーマとし、4つの目標と5つの数値目標を掲げています。これを次の5年間（令和2～6年度）の道標とし、安心して子育てできる社会の実現に向け、あらゆる対策を加速させます。

やはり、子どもを生み育てるのは、明るく、楽しく、何より幸せなことではないでしょうか。そうした願いを持つ若者が、躊躇せず自分たちが描くライフプランを歩めるような社会を築くことが大切です。私たちはこれからも子育て家庭を全力で応援し、「家族を持ち子育てするなら兵庫」といわれるよう取り組んでまいります。

みんなの宝である子どもと子育て家庭を社会全体でしっかりと支え、子ども達の笑顔あふれる明るい未来をともに創っていきましょう。

令和2年3月

兵庫県知事

井戸敏三



# 目次

序章	計画の改定にあたって	1
1	改定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画期間	3
4	計画の推進	4
第1章	「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2015～2019）」の推進状況	6
1	数値目標（出生数、合計特殊出生率）の達成状況	6
2	KPIの達成状況	7
3	関連事業数や予算の推移	8
4	兵庫県の子ども・子育て環境をめぐる状況	9
(1)	総人口・人口構造の推移	9
(2)	出生数・合計特殊出生率の推移	12
(3)	婚姻の状況	15
(4)	出産・子育てをめぐる状況	19
(5)	若年女性人口の推移	21
(6)	女性の社会進出	23
(7)	若者の経済的自立の促進	26
(8)	幼稚園・保育サービス等の利用状況	29
(9)	多子型社会への環境整備	35
(10)	子どもの安全安心	37
(11)	子どもの貧困	39
(12)	特別な支援が必要な子ども	41
5	これまでの兵庫県と国の取り組み	44
(1)	兵庫県の取り組み	44
(2)	国の取り組み	47
6	「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2015～2019）」の検証	48
I	若者の自立支援による未来の親づくり	48
II	結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援	53
III	就学前の教育・保育と子育て支援	56
IV	子育てと両立できる働き方の実現	60
V	子育て家庭を支える地域社会づくり	63
VI	特別な支援が必要な子どもや家庭への支援	66
第2章	基本理念と目標	70
第3章	推進方策	72
I	子ども・若者の自立支援とライフデザイン構築	73
1	若者の経済的自立と若者に選ばれる地域づくり	73
2	ライフデザイン構築のための支援	75
3	子どもたちの生活と学びを支える環境の充実	76

4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	78
II	結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援	80
1	出会い・結婚支援	80
2	結婚を応援する経済的支援策の充実	81
3	不妊に悩む方への支援の充実	82
4	妊産婦・乳幼児に関する医療体制の充実	83
5	妊娠期から寄り添う子育て支援の充実	85
III	幼児教育・保育と子育て支援	87
1	保育の受け皿の拡大	87
2	保育人材の確保	88
3	保育の質の確保	89
4	多様なニーズに対応した子育て支援の実施	90
5	幼稚園における取り組みの充実	91
6	子育てや教育に係る経済的負担の軽減	93
IV	男女ともに子育てと両立できる働き方の実現	96
1	ワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進	96
2	女性の能力発揮と就業機会拡大	97
3	継続的な男性の家事・育児参画の促進	99
V	子どもと子育てに温かい地域社会づくり	101
1	放課後等の居場所づくり	101
2	地域で支える子育て支援の実施	102
3	地域における子育てや家族のきずなを深める機運の醸成	103
4	安全・安心な子育て環境の整備	104
VI	特別な支援が必要な子どもや家庭への支援	106
1	児童虐待防止対策の充実	106
2	社会的養育体制の充実	108
3	配偶者等からの暴力（DV）防止対策	110
4	ひとり親家庭等の自立促進	111
5	子どもの貧困対策	113
6	ひきこもり支援	115
7	障害児支援施策の充実	116
8	外国人児童生徒への支援	118
第4章	就学前の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の需給計画	120
1	区域設定	120
2	就学前の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保時期等	120
3	主な地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保時期	123
4	保育等人材の確保	125
5	圏域別 就学前の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の需給計画	126
参考資料		136
1	用語解説	136
2	兵庫県子ども・子育て会議委員（2020年2月1日時点）	142

## 1 改定の趣旨

### ○ これまでの取組

県では、少子対策を総合的に推進するため、1997（平成9）年度の「“すこやかひょうご” 子ども未来プラン」の策定を皮切りに、2005（平成17）年度には、少子化社会対策基本法及び次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という）に基づく「ひょうご子ども未来プラン」を、2010（平成22）年度には、「新ひょうご子ども未来プラン」を策定し、出生数目標やめざす社会像などを掲げて取り組みを推進してきました。

あわせて、少子対策の取り組みを全庁横断的に推進するために、2005（平成17）年度に知事を本部長とした「兵庫県少子対策本部（現兵庫県子ども・子育て支援推進本部）」を設置し、関係部局間の連絡調整を図りながら、一体的な取り組みを進めてきました。

また、国においては、2012（平成24）年度には、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、2015（平成27）年度からは、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

そこでは、消費税等を財源に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るとともに、都道府県は教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めることとされています。

これらの制度改正や次世代法の期限延長等を踏まえ、2015（平成27）年3月には、少子対策・子育て支援に関する基本計画として「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2015～2019年度）」を策定し、施策を総合的かつ体系的に推進してきました。

計画では、『誰もが安心して子育てできる兵庫の実現』を基本理念に掲げるとともに、数値目標として5年間の出生数 22 万人（2016～2020 年）、合計特殊出生率 1.57（2020 年）を定め、兵庫県の「地域創生」に向けた取り組みや市町の取り組みと連携しながら、6つの推進方策に基づき、数値目標の達成や待機児童の解消等を目指して多岐にわたる施策を継続的に実施してきました。

しかしながら、計画期間中の本県の出生数は、2016年に44,132人と目標の44,000人を上回ったものの、その後毎年約2千人減少し、2019年は38,658人とついに4万人を割り込む水準となりました。また、合計特殊出生率も、2016年の1.49をピークに、その後低下するなど、数値目標の達成は極めて厳しい状況にあります。



## ○ 取り巻く状況

2019年は、「平成」が終わり、「令和」という希望に満ちた新たな時代がスタートした象徴的な年です。これまで取り組みを進めてきた「平成」という時代を振り返ると、バブル崩壊によるデフレ経済が「失われた20年」を生み、就職氷河期世代を中心に多くの若者の雇用状況が急速に悪化しました。若者は安定した職に就けず、結婚し、家庭を持ち、子どもを産み育てるといった希望を当たり前のように叶えることは難しく、少子化が進んだ時代とも言えます。

同時に、東京一極集中の傾向にも歯止めがかりませんでした。東京圏には、若者にとって希望する進学先や就職先が多いため、兵庫の将来を担う20代を中心とした若者が東京圏へと移動していきました。しかし、東京圏は生活コストが高く、移動・労働時間も長い傾向にあるため、若い世代の婚姻率の低下、晩婚化の進展、出生数の減少をより深刻なものとし、本県だけでなく日本の未来を脅かす問題となっています。

## ○ 計画の改定に向けて

このため、「令和」という新たな時代は、若者が就業や結婚・子育てに夢を持てるものにしなくてはなりません。その第一歩として、兵庫の目指すべき姿を描いた「2030年の展望」を将来の道標とし、新時代にふさわしい「すこやか兵庫」の実現を目指し、若い世代への支援を充実させていきます。そして、若者に「家族を持ち子育てするなら兵庫」といわれる環境をしっかりと整え、兵庫の未来の活力を創出していきます。

少子化は様々な要因が複合的に作用した結果起こっているため、その対策は就業・結婚・妊娠・出産・子育てまで多岐にわたる切れ目のない施策を、長期的な視点に立って、総合的・体系的なパッケージとして粘り強く実施していく必要があります。

このため、今回の計画改定にあたっては、現計画の検証を「兵庫県子ども・子育て会議」等で十分に行うとともに、継続的な取り組みという観点から現行の基本理念を維持しつつ、必要な見直しを行っていきます。そこでは、「幼児教育・保育の無償化」、「働き方改革」や「SDGs<sup>1</sup>」の取り組み、「AI」などの科学技術の進展といったこの5年間の変化のみならず、中長期の社会・経済状況の変化を見据え、更に改善・強化すべきもの、新たに実施すべきものを明確にし、長期的な戦略として少子対策・子育て支援の明るく力強い未来を示していきます。

そして、「少子対策・子育て支援に全力で取り組んでいく」という本県のメッセージを地域や住民に広げ、県民一人一人が子どもや子育て世帯をやさしい眼差しで応援するという機運を醸成するとともに、子どもや子育てに寛容で温かい地域社会や風土をつくり、子育ての喜びを地域みんなで分かち合っていける兵庫を目指していきます。

<sup>1</sup> Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。

## 2 計画の位置づけ

---

- 本計画は、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画、子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画として一体的に策定する少子対策・子育て支援等に関する基本計画。
- また、関連性の高い次の計画としても位置づけ、少子対策・子育て支援等に関する取り組みを総合的かつ体系的に推進。

- ・「県行動計画」（次世代育成支援対策推進法第9条）
- ・「県子ども・子育て支援事業支援計画」（子ども・子育て支援法第62条）
- ・「県子ども・若者計画」（子ども・若者育成支援推進法第9条）
- ・「自立促進計画」（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）
- ・「県子どもの貧困対策計画」（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条）
- ・「県母子保健計画」（健やか親子21（第2次））

## 3 計画期間

---

本計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間。



## 4 計画の推進

### ○ 毎年度の行動プログラムの策定・公表

本計画に基づく取り組みを計画的に推進するため、毎年度行動プログラム(実施計画)を策定し、具体的施策に取り組むとともに、県民にわかりやすく情報を提供。

### ○ 「兵庫県子ども・子育て会議」による取組の評価・検証

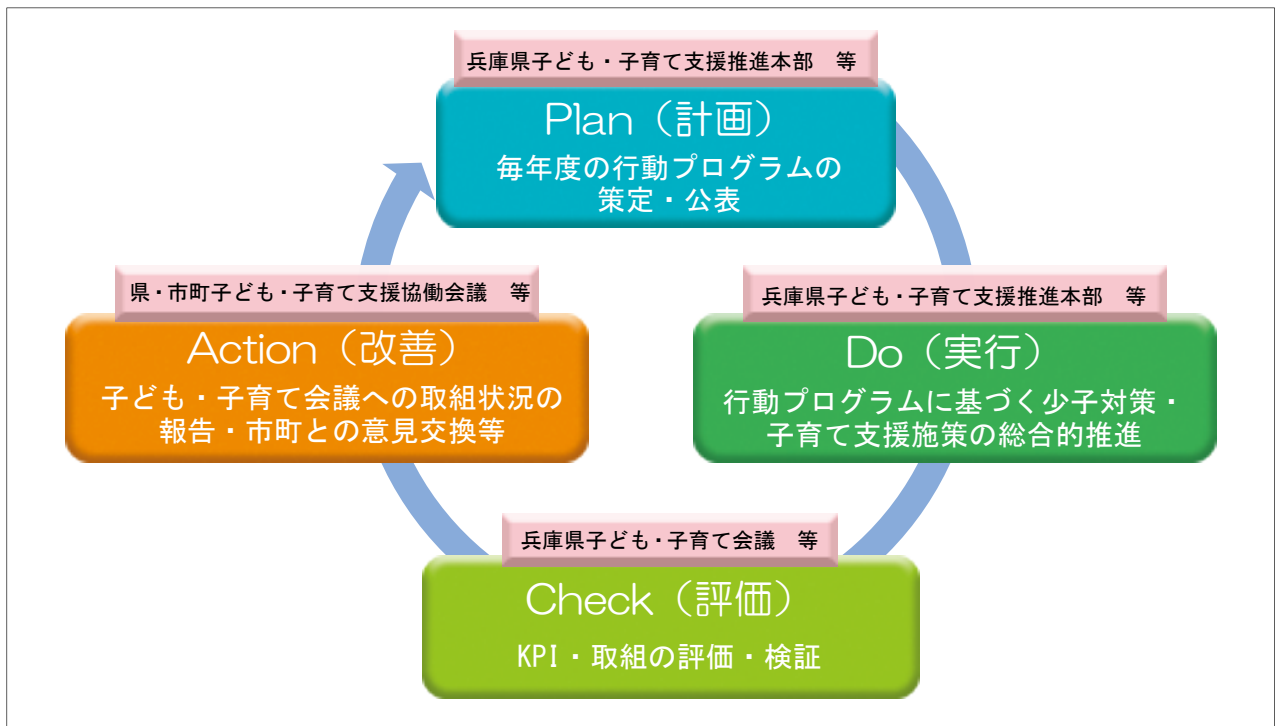
「兵庫県子ども・子育て会議」において、KPI<sup>2</sup>の進捗状況等に基づく本計画の推進状況を調査審議し、PDCA<sup>3</sup>サイクルにより継続的な評価・検証を実施。また、その評価・検証を踏まえEBPM<sup>4</sup>の考えの下、施策を推進。

### ○ 「兵庫県子ども・子育て支援推進本部」による少子対策・子育て支援施策の総合的推進

「兵庫県少子対策本部」を、2015(平成27)年度の「子ども・子育て支援新制度」の本格実施に合わせ、「兵庫県子ども・子育て支援推進本部」とし、施策を総合的に推進。

### ○ 「県・市町子ども・子育て支援協働会議」の開催

県・市町の子ども・子育て支援事業関係者が一堂に会し、それぞれの取組状況の報告や意見交換等を通じて相互の連携を図る「県・市町子ども・子育て協働会議」を開催し、県・市町が協働して少子対策・子育て支援を推進。



<sup>2</sup> Key Performance Indicator (重要業績評価指標) の略。

<sup>3</sup> PLAN (計画)、DO (実施)、CHECK (評価)、ACTION (改善) の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

<sup>4</sup> Evidence-Based Policy Making (証拠に基づく政策立案) の略。

## ○ 各主体の責務

基本理念等の実現を目指し、各主体が協働しながらそれぞれの役割を果たすことが求められる。

### ・ 行政

在宅で子育てをしている家庭を含む全ての家庭や子ども及び若者等を対象に、地域の実情に応じた、少子対策・子育て支援に関する多様かつ総合的な支援を実施。

また、「子ども・子育て支援新制度」では、市町が実施主体となり、幼児教育や保育の質及び量を確保しながら、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携して行い、国及び県は市町の取り組みを重層的に支えることとされた。

### ・ 事業主

働く人々が子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正や、テレワークなど柔軟な働き方の導入等による積極的な働き方改革を推進。

また、本人の希望に応じて育児休業や短時間勤務を取得しやすい職場環境の整備等によるワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進。

### ・ 教育・保育従事者

地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担い、子どもの健やかな育ちを実現するため、教育・保育の質の確保の推進。

そのため、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性の維持・向上、研修等による質の高い教育・保育の安定的な提供を図ることが極めて重要。

### ・ 県民（家庭・地域コミュニティ）

子育ては、家庭だけでなく、保護者同士や地域の人々とのつながりの中で行われるものであり、保護者が地域社会に積極的に参画するとともに、地域の人々も子育て支援に向けた役割を果たしていくことが必要。

また、日常の中での子どもたちの見守りや子育て家庭の交流の場の提供など、地域コミュニティによる子育て支援が重要。